

# 高等学校公民科「公共」における労働法教育

## －教科書記述の分析を通じて－

鈴木隆弘（高千穂大学）

### 1. 問題の所在

高等学校公民科新科目「公共」も実施から2年目となり、全ての高等学校において実践されるようになった。「公共」の学習指導要領では、大項目B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」において、現代社会の諸課題の主題として「雇用と労働問題」がかかげられている。特に内容の取扱いにおいて同主題においては、「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと」とされており、同主題において、労働法教育の実践が求められているといえる。同解説においては、労働問題として「長時間労働で健康を害し・・・個人の尊重という観点から懸念される問題が生じることもある」とより具体的に例示しており、労働のみならず、労働法教育のますますの充実が求められているといえよう。

では、新教科において実践を進める上での一定の「指針」となる教科書において、労働法教育はいかなる展開を遂げているのか。本発表の目的は、教科書における労働法教育のあらわれを分析することを通じて、「公共」における労働法教育の在り方について成果と課題を示すことにある。

### 2. 教科書について

「公共」の教科書は、8社12点の検定教科書が発行されている。ただし、1社が追加で検定を行っており、これまで発行された教科書は13点である。多くが「現代社会」における記述と内容に類似しているが、「公共」の目標に合致しやすいよう工夫している会社も見受けられる。

### 3. 労働法教育上の成果と課題について

労働法教育は、労働法の教育なのか、労働分野における法教育なのかという課題が存在するが、多くの論者において、「労働法教育が積極的に行われ、学生や若者が労働関係法令に関する基礎知識を正しく学ぶ」<sup>※1</sup>ことが目標とされており、知識偏重の側面が強い教育活動である。その点において、多くの教科書における記述は「現代社会」の記述スタイルとその内容を継承していると考えられ、知識については教えている。一方で、その知識が生きて働く知識、つまり、多くの労働法教育を要求する人々が求める教授内容になっているのかについては疑問が残る。一方、主題を追究するという「公共」の学習活動の主題にあわせて、各教科書ではテーマ学習やコラムの形で趣向を凝らしており、できる限り現場教師、あるいは高校生によりそった内容での雇用と労働問題の学習が展開できるように配慮していることが確認できた。

本課題は、「現代社会」時代から続く労働法教育の課題でもあるが、探究すべき主題の設定とその主題をいかに高校生の内発的な課題意識とすりあわせるかが課題となる。発表においては、テーマ学習例の検討も行い、さらなる労働法教育発展に向けた議論を行う。

#### 【註】

※1 「厚生労働省受託授業 労働法教育に関する支援対策事業」（ランゲート株式会社）

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>（2023年8月31日確認）。